

会 議 録		令和4年7月5日作成	令和8年3月末日廃棄
会議名	京都府京丹後警察署協議会（令和4年度第1回）		
開催日	令和4年7月4日（月曜日）		
時 間	午前10時から午後0時までの間（120分）		
場 所	京都府京丹後警察署 講堂		
出席者	糸井(錦)会長、田中副会長、糸井(有)委員、西村委員、柳内委員、山下委員、上田委員、堀江委員 (欠席 由良委員) 計8人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、地域課課長代理(1名)、刑事課長 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計11人		
諮 問 事 項	1 令和3年中に回答できなかった書面質疑に対する回答 2 令和3年中の京丹後市における犯罪、交通事故の発生状況について		
会 議 内 容	1 委嘱状交付式 司会 副署長 2 会長挨拶 3 署長挨拶 4 協議 (1) 諮問事項説明 令和3年中に回答できなかった書面質疑に対する回答 【委員】 （書面質疑内容）管内における銃砲所持の許可者数、登録者数、銃砲免許取得までの手続き、免許更新の手続き、銃の保管についての規定、心身の障害がある場合の取消しの手続き、更新されなかったときの銃そのものの扱いについてお尋ねする。 【警察】 管内の銃砲所持者は56人である。銃砲免許取得までには講習会を受講し、テストに合格する。そして、教習資格認定申請を受け、欠格事由の調査、風評の聞込み、心身の障害がない旨の医師の診断書の提出等を受け、公安委員会の審査を受ける。そして、問題がなければ射撃場での射撃教習を受ける。 射撃教習に合格すれば、所持許可申請が出来る。所持許可申請時に		

会 議
内 容

においても、再度欠格事由の調査、風評の聞込み、心身の障害がない旨の医師の診断書の提出等を受け、調査を行った後、公安委員会の審査を受け、問題がなければ許可される。

免許更新については、許可を受けてから3回目の誕生日に更新となり、許可時と同様、欠格事由の調査、風評の聞き込みを行い、心身の障害がない旨の診断書の提出等を受け、調査の結果問題なければ所持許可更新となる。

銃の保管は、自ら保管のほかに、第10条の8の保管の委託もあり、自宅に保管庫が設置できない（マンションの大家が許さない）事情があれば、保管業者（銃砲店、保管業の届出をしている射撃場）に保管を委託出来る。

銃を扱う者の精神状態等についての把握は、申請人の近隣居住者への素行等の聞取り調査、申請人の同居者への聞取り調査を行い、また、全国警察における申請人のあらゆる取扱状況の確認により把握を行っている。

更新されなかった場合は、所持者自らが銃砲店等に譲り渡すか、警察で廃棄する。

【委員】（書面質疑内容）京都府警察では、昨年からストーカー行為による逮捕者、捜査費の不正受給詐欺で複数名が書類送致されるなどの重大な不祥事が続いている。

万一知り得た署員の不祥事やハラスメント行為の内部通報は、公益通報保護の法律で、通報者は守られることを周知できているか。

【警察】まず、先日、報道された当署員に関する非違事案について、委員の皆様を始め府民の方に大変なご不安をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

これまで、当署では全国で発生した警察官による非違事案を「他山の石」として教養を行ってきたほか、人事異動の時期などに個々面接を行い、個人の身上を把握した上で個別の指導を行ってきた。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどについては、ハラスメント相談員による相談窓口の設置、金銭や育児・介護問題を抱える職員の相談を受けるピアサポーターを指定し、職場環境の改善や問題を抱える職員の支援を行ってきた。

このような中で、当署員による非違事案が起こったことは大変重く受け止めている。

今後、当署としては、従来 of 指導に加え、部外講師による職務倫理教養、グループ討議の実施、四半期ごとの個々面接、リカバリー教養の充実化など、試行錯誤しながら非違事案を防止していく。

会 議
内 容

委員の皆様にはどのようにすれば心に響く教養が出来るのか、また、委員の職場などでどのような対策を行っておられるかなどを教示していただきたい。

【委員】（書面質疑内容）夜にウォーキングやランニングをしている人がいるが、丹後町の吉永、岩木、間人には街灯が少なく見えづらいため、何度か驚いたことがある。自分の身を守るためにも、夜間出歩く時は「反射材を付ける」「懐中電灯を持つ」「蛍光色の派手目な上着を着る」などイベント・講演・免許更新時等、注意喚起してもらいたい。

【警察】日没が早くなる秋以降には、ドライバーの目が慣れておらず、交通事故が多発する傾向にある。委員のご指摘のとおり、歩行者の交通事故を防止するためには、ドライバー側と歩行者側の両方に対し、それぞれ個別の対策が必要と考えている。当署では、ドライバーに対して、ラジオ、SNS、運転免許更新時をはじめとする各種講習会において、「午後4時のライト点灯」「ハイビーム走行」を推奨し、歩行者等の早期発見と衝突回避について指導している。

歩行者に対しては、反射材を活用した「お化け屋敷」のイベント開催を通じ、楽しみながらその効果を知り、反射材に親しむ取組を行っているほか、管内のスーパーの協力により、反射材着用者には買い物ポイントの付与や反射材の店頭販売を行い、高齢者への反射材の普及促進を図っている。

【委員】（書面質疑内容）今年1月頃から火災が続き、消防団の出動も増えている。消防団より、火災時の交通整理を的確にしてほしいと聞き、意見として申し伝える。

特に、家が多く立ち並び、路地も狭い場所の火災の場合は臨機応変にお願いしたいとのことであった。

【警察】火災時の交通整理については、人命救助、二次被害の防止等を図るため、火災現場の状況、道路の形状、交通量等各種事情に応じた対策を講じている。

(2) 諮問事項説明

令和3年中の京丹後市における犯罪、交通事故の発生状況について

ア 令和3年中の京丹後市内における犯罪発生状況について

～生活安全課長

イ 令和3年中の京丹後市内における交通事故発生状況について

～交通課長

【委員】昨年、性犯罪の発生がないことは分かったが、これから夏になり、子どもの服装も薄くなり、痴漢に遭わないか心配である。もっと、過去の発生履歴についても教えてほしい。

会 議
内 容

【警察】 本日は、令和3年中の犯罪発生状況について説明したが、詳細を確認し、説明させていただく。

(3) その他

【委員】 大規模な災害が発生したとき、災害の対応は消防が先であることは分かるが、警察の災害対応マニュアルはどのようなものか。

【警察】 警察も消防と同じく、まず人命を救助することに関わりない。消防と異なり、警察の特徴を生かした活動として、災害箇所にかかる情報収集、倒壊家屋等の捜索における居住家族の情報提供等がある。

【委員】 最近、車のフロントガラスにミラー（七色に見える）状のフィルムを貼っている車を見掛ける。あれは違反ではないのか。

【警察】 車にはフィルムを貼ってはいけない箇所が決まっており、透過率によっては、いわゆる整備不良という違反になる。取締りの対象となるため、今後、発見すれば情報提供をお願いしたい。

【委員】 事故発生現場に「目撃情報を求める看板」が設置されており、事故が発生した交差点に置くことは理解できるが、正直見えにくい。交差点を通過するときに注視すると、自分が事故に遭いそうになる。もっと、見やすい工夫は出来ないのか。

【警察】 ご指摘の看板は事故発生現場において、発生時間や事故内容等が記載され、目撃者を募るためのものである。ご指摘のとおり、通行の妨げにならない見やすい看板や、信号待ちの車が安全に確認出来る看板を設置すべきだと考えており、今後の参考とさせていただく。

【委員】 鹿と事故に遭ったときに動揺し、自宅に帰ってから通報したが、110番通報すると、現場に戻って110番してほしいと言われた。事故に遭った際はどのタイミングで通報するのか。また、どういった時に110番通報をするのかをもっと教えてほしい。

【警察】 発生現場を特定するため、現場に戻ってほしいと教示したのだと思料される。その点をご理解ください。

道路交通法では、事故後、直ちに警察へ報告しなければならないとなっている。

また、110番の日である1月10日にどのような場合に110番通報するのかを広報しているが、緊急通報である110番について周知されるように地域警察官等の様々な活動を通じて広報している。

【委員】 自治会長をしているが、「こども110番のいえ」が空き家になっていて自治会において、どのように「こども110番のいえ」を広報しているか分からない。

現在の「こども110番のいえ」の実態把握状況と、学校側との情報共有状況について伺いたい。

会 議
内 容

【警察】 ご指摘のとおり、「こども110番のいえ」が空き家となり玄関にプレートは貼られているが逃げ込むことができないというようなことがあってはならない。

警察本部からも、実態把握について指示が出ており、当署でも地域警察官により実態把握活動を行っている。子どもが駆け込むことが出来る「こども110番のいえ」となるよう継続した実態把握を進めていく。

【委員】 市役所では、コロナ渦における窓口対応の密を避けるため、住民窓口を予約制にする施策を行った結果、市民を待たせることなく窓口対応が出来るよう業務改善した事例がある。警察においてもコロナ施策によって業務改善した事例はあるか。

【警察】 警察においても、リモート会議等は取り入れているが、対面で行う方が効果を認めるものについては、これまでどおり行っている。

市役所のコロナ施策について、警察も参考にすべきところはあると考えており、また、業務改善事例について教示願いたい。

5 事務連絡

令和4年度第2回京丹後警察署協議会は、令和4年9月に実施予定である。

以上

第1回京都府京丹後警察署協議会の開催状況

